消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百五号

消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十月三十日とする。

総務大臣　佐藤　勉
厚生労働大臣　舛添　要一
内閣総理大臣　麻生　太郎

消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百六号

消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十四号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「第三十五条の七第一項」を「第三十五条の十第一項」に改める。

一　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第二条第二項第二号

二　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第三条第一項

三　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十六条第一項

四　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第四十三条第一項

附　則

この政令は、消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月三十日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百七号

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十一年十月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年九月一日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　金子　一義

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百八号

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十七条の二第一項第二号イ、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第三項第二号、第四項第四号及び第六項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（都市再生事業を行おうとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）」に改める。

第八条中「第十三条第一号ニ」を「第十四条第一号ニ」に改める。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）

第十二条　法第五十七条の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都市計画法施行令第九条第二項各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

一　道路
二　公園、緑地又は広場
三　下水道
四　河川その他の水路
五　防水又は防砂の施設
六　都市施設のうち、法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの

附則第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。